

( 公 印 省 略 )  
医 第 1 8 1 5 号  
平成 2 9 年 9 月 6 日

各県民局（神戸を除く）関係健康福祉事務所長 様  
（芦屋・宝塚・加古川・加東・中播磨・龍野・豊岡・丹波・洲本）  
神戸市保健福祉局長 様

健康福祉部健康局医務課長

### 兵庫県保健医療計画の改定について（依頼）

兵庫県保健医療計画における圏域重点推進方策の作成については、8月9日付け医第1666号で依頼したところですが、入院患者の動向や地域医療構想の実現に向けた課題等を検討した結果、平成29年8月30日の医療審議会保健医療計画部会に、2次保健医療圏域の見直し案を提案しました。

圏域重点推進方策(地域医療構想の推進方策含む)についても、新たな圏域において、現状・課題等を見直し推進方策を検討する必要があるため、同計画の策定スケジュールの変更を行い、圏域重点推進方策の策定時期を、同計画と同時期の策定とはせず、圏域統合後に作成することとしました。

また、保健医療計画と市町の介護保険事業計画との整合を図るため、地域医療構想における新たな在宅医療等のサービス量の調整を市町と行う必要があります。

つきましては、従前に依頼した内容を変更することとしましたので、下記により対応をお願いします。

### 記

#### 1 2次保健医療圏域の見直し案（保健医療計画部会資料1-2）

限られた医療資源を有効に活用し、地域医療構想の地域完結型医療を実現するため、阪神南圏域と阪神北圏域を、中播磨圏域と西播磨圏域をそれぞれ統合する。

（新圏域名案：「阪神」、「播磨姫路」）

- ①県内の特定他圏域への患者の流出割合が大きいこと。
- ②地域医療構想実現に向け、隣接圏域との連携が課題となっていること

#### 2 保健医療計画の策定スケジュールの変更（保健医療計画部会資料1-3）

保健医療計画全県版(圏域版以外)の策定時期 : 平成30年4月

保健医療計画圏域版(圏域重点推進方策)の策定時期 : 平成30年10月頃

#### 3 各圏域への検討依頼内容

##### (1) 「在宅医療等の新たなサービス量及び推進方策」の調整・報告

8月29日の「保健医療計画・介護保険事業計画・障害福祉計画(精神障害関連)担当者会議」での説明にもとづき、次のとおり調整・報告をお願いします。なお、この作業は、医療圏の改編にかかわらず、現在の2次保健医療圏域ごとをお願いします。

ア 市町に、「在宅医療等の新たなサービス量の調整結果」の健康福祉事務所への提出期限を指示してください。(報告様式は介護保険課からも送付済み)

イ アにより市町から報告される「介護施設での対応数」「調整後の訪問診療での対応数」を元に、圏域内の行政担当者検討会で、圏域での介護施設対応数と訪問診療数を調整し、当課まで報告してください。(圏域→医務課報告様式)

ウ イで行った調整結果及び推進方策は、圏域ごとに、郡市医師会や各市介護保険計画担当者、病院代表者等が参画する「医療・介護 協議の場」において確認・確定し、結果を当課まで報告してください。(圏域→医務課報告様式)

## (2)「圏域重点推進方策」(別添ひな型を参照)の作成

- ア 現計画策定(H25.4)以降に圏域において生じた課題及び地域医療構想(H28.10策定)の内容を踏まえて、原案を作成してください。また、目標については、地域の実情に応じて設定してください。なお、人口、医療資源及び受療動向等の、全県/圏域のデータが必要な部分については、医務課からお知らせします。
- イ 作成した圏域重点推進方策原案は、圏域健康福祉推進協議会(医療部会)に諮り、同協議会における意見を踏まえて成案としてください。
- ウ 統合する圏域においては、統合後設置する圏域健康福祉推進協議会(医療部会)の設置準備及び新たに設置する医療部会に提示する事務局案の作成など各圏域の事務局合同で作業、調整等お願いします。  
(圏域統合後の事務局体制、協議会体制は、関係課と検討中)

## 4 提出期限

### (1)在宅医療等の新たなサービス量及び推進方策 (別紙様式)

- ア 行政担当者間でのサービス量の調整結果 平成29年9月20日(水)  
※県介護保険課に提出される介護サービスとの整合性を確認するため、提出をお願いします。
- イ 医療・介護「協議の場」での確定結果 平成29年11月10日(金)  
※県介護保険事業支援計画とのサービス量、施策等の整合を図るため、提出をお願いします。

### (2)圏域重点推進方策関係

- ア 圏域重点推進方策(事務局案) 平成30年2月28日(水)  
※パブコメ案修正後の全県版計画との整合性を図るため、2月末時点の事務局案の提出をお願いします。
- イ 圏域重点推進方策(成案) 平成30年6月30日(金)  
※圏域の医療部会等の意見を踏まえた推進方策(成案)の提出をお願いします。

上記の他、進捗状況等の確認のため、素案の提出をお願いする場合があります。

## 5 留意事項

- (1) 圏域版(圏域重点推進方策)は、**別添ひな型**に沿って作成してください。基本的には現計画の内容の更新となりますが、圏域毎の地域医療構想の追加や各圏域の計画構成等の整合性を図るため、一部構成を変更しております。
- (2) 全体の構成案は、今後の協議検討を踏まえて変更することがあります。
- (3) 計画の作成及び審議過程において、圏域の関係機関・団体との調整の必要が生じた場合は、医務課をはじめ本庁関係課から調整をお願いする場合があります。
- (4) 圏域の特定の課題・施策で、計画本編に特に反映させる必要のあるものについては、関係課室で共有しますので、当課まで報告してください。(平成29年9月中目途)
- (5) 二次医療圏の改編により統合される圏域においては、両圏域の健康福祉推進協議会を合同で開催すること等により、新圏域の重点推進方策の作成に対応してください。

### 【提出・連絡先】

兵庫県健康福祉部健康局

医務課企画調整班 山本・山田

TEL: 078-362-3135

FAX: 078-362-4267